

**「令和 7 年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」
申請要項 Q & A**

主な疑問点を次のとおりまとめましたが、判断に迷う場合は、
子どものくらし・若者支援担当課（Tel011-211-2947）にご相談ください。

<「1 給付対象事業」について>

Q 1-1 1-(1)-ア※の子ども食堂の定義に「食事の提供を行う」とあるが、食事は、毎回調理しなければならないのか。

A 1-1

必ずしも団体自らが調理した食事の提供を条件とするものではありませんが、子どもたちの健全な食生活、食育の観点に配慮していただき、できるだけ温かい心のこもった食事の提供をお願いします。

なお、感染症対策等などのため、食事に代えて、子ども食堂で弁当配布を行う場合も対象としますが、調理を要する原材料の配布のみを行う場合は対象としません。

Q 1-2 1-(1)-イに「主な利用者は 18 歳未満の地域の子ども及びその保護者であること」とあるが、どのくらいの割合だと給付対象になるのか。

A 1-2

利用者の人数や割合に明確な定めはありません。目安として子ども及びその保護者の割合が半数以上と考えていますが、地域の大人の参加を妨げるものではなく、地域の方々と交流することを目的として大人も参加する場合などは、給付対象事業として認められる場合もありますので、ご相談ください。

Q 1-3 1-(1)-ウの「利用者負担が無料または低廉」の低廉とは、どの程度のことか。

A 1-3

地域の子どもが気軽に参加できる子ども食堂が給付対象事業となりますので、食事の提供等に係る実費（1 人あたり数百円程度）の範囲を超えない額であることが要件となります。

Q 1-4 1-(1)-オに「令和 7 年度中に継続して事業を実施していること」とあるが、具体的にいつからいつまで継続していることを言うのか。
また、令和 7 年 4 月以降、事業を休止・中止した期間があった場合は、対象とならないのか。

A 1-4

原則として、申請時点で事業を実施しており、令和 8 年 3 月 31 日まで継続し

て実施することを想定しています。

ただし、申請後、令和 8 年 1 月 31 日までの間に新たに事業を開始する場合や、申請前に休止・中止していた事業を、申請後、令和 8 年 1 月 31 日までに再開する場合も対象とします。

いずれの場合も 令和 8 年 3 月 31 日まで事業を継続することを条件とします。

Q 1-5 1-(2)-アの「アレルギーの有無等について必要な配慮を行っている」とは、具体的に何をすれば良いのか。

A 1-5

アレルギーの有無等への配慮については、①全員に確認し、個別に対応する（代替品を用意する、アレルギー食品を含む食品、材料を明示する等）、または②アレルギーへの対応をしていないことを周知する、の 2 通りが考えられます。

**Q 1-6 1-(2)-イの「札幌市保健所または区保健センター」への相談は必須か。
また、活動を継続している団体は、支援金申請前に改めて相談に行く必要があるのか。**

A 1-6

新たに開設する団体については、衛生管理に関して、札幌市保健所食の安全推進課または開催場所を所管する区保健センターに事前相談をしていただくことが要件です。

また、活動中の団体については、申請前に相談済であれば、再度相談することを要件とはしていませんが、食品の衛生管理を適切に行っていただくことは、継続的に事業を実施していただくために最も重要なことですので、衛生管理に関してご不明な点があればご相談いただき、指導・助言に応じて運営していただくようお願いいたします。

なお、営業許可の届け出の必要性等に関しても、同様に、札幌市保健所または開催場所を所管する区保健センターへご確認ください。

**Q 1-7 1-(2)-ウの常駐の責任者について、取得が必要な資格はあるか。
また、責任者は、会の代表でなくてもよいのか。**

A 1-7

常駐の責任者の資格取得について、特に条件はありません。

また、責任者は必ずしも会の代表でなくても差し支えありません。

Q 1-8 1-(3)-イに「申請団体が給付対象事業以外にも実施する事業がある場合、それらの事業と給付対象事業を経理上及び運営上明確に区分していること」とある。子ども食堂をやっているのこの支援金を申請しようと思ってい

るが、同じ場所で飲食店も経営している。経理上及び運営上区分するとはどのようなことか

A 1-8

この支援金は、給付対象となる事業のみにかかる経費を支援する制度であるため、他事業と混合になっているとみなされる事業はお認めできません（営利・非営利問わず）。

飲食店を営んでいる団体がその店舗内で子ども食堂を実施するという事業形態の場合、飲食店の経営と子ども食堂の実施は経理上及び運営上明確に区分いただく必要があります。

明確に区分する方法としては、飲食店の定休日や営業時間外に子ども食堂を実施することが挙げられます。

ただし、子ども食堂を実施するスペースが飲食店の営業スペースから明確に区分して実施することができ、スタッフ・食材・消耗品等に係る経費も完全に区分できていると担当課で判断できる場合は、飲食店の営業時間内で実施する子ども食堂であっても給付要件を満たすものとしてお認め可能と考えますが、詳細を確認する必要がありますので、まずは事前にご相談ください。

Q 1-9 1-(3)-※に「国、北海道、札幌市や民間団体から補助金等の交付を受けている場合でも支援金の給付を受けることができます」とあるが、札幌市の子どもの居場所づくり活動支援補助金や子どもの見守り強化事業補助金の交付決定を受けている場合でも給付を受けることができるのか。

A 1-9

子どもの居場所づくり活動支援補助金や子どもの見守り強化事業補助金を含め、国、北海道、札幌市から補助金・助成金等の交付を受けている場合でも、支援金の給付を受けることができます。

なお、子どもの居場所づくり活動支援補助金、子どもの見守り強化事業補助金の交付決定団体については、それぞれの補助金の事業完了報告書に添付する事業収支決算書の「収入－その他」欄に今回の支援金の額を記載し、内訳（算出根拠）欄にはこの支援金の名称を記載してください。

Q 1-10 【札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金】の給付が決定された場合、【札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金】も交付を受けられると考えてよいのか。

A 1-10

支援金と【札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金】は要件が異なります。

【札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金】の申請をお考えの場合は、補助金の【申請要項】及び【申請要項 Q&A】をもとに、団体の活動が対象となるかをご確認ください。

Q1-11 参加者が自ら調理し、作った料理を食べる調理体験の事業は、給付対象事業となるか。

また、食事の提供を伴わない学習支援・体験活動の事業も物価高騰の影響を受けているが、給付対象事業となるか。

さらに、子ども食堂の場を設けてはいないが、弁当を子育て家庭まで届ける事業（宅食事業）は、給付対象事業となるか。

A1-11

この支援金は、広く地域の子どもを受け入れ、無料または低廉で食事の提供を行う「子ども食堂」を対象とし、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂が、安定的に活動が継続できるよう支援し、地域における子どもの居場所を維持することを目的としています。

調理体験の事業は、通常、参加者自身が作った料理を食べるものであって、広く地域の子どもに食事の提供を行う事業ではないことから、給付対象事業としてお認めすることは難しいと考えます。

また、食事の提供を伴わない学習支援・体験活動の事業についても、物価高騰の影響を一定程度受けられていると考えられますが、食材費高騰による影響が大きいことが想定される「子ども食堂」を支援金の対象としており、食事の提供を伴わない事業は、給付対象事業としてお認めできません。

さらに、地域における子どもの居場所を維持する目的から、子ども食堂の場を設けていない宅食事業は、給付対象事業としてお認めできません。

<「2 対象団体」について>

Q2-1 「札幌市内で子ども食堂を運営している団体」とはどのような団体か。

A2-1

NP0 法人や企業のほか、補助対象事業運営のために立ち上げた任意団体などです。法人格の有無は問いません。

Q2-2 申請に当たって「子ども食堂」の名称を必ず用いなければならないか。

A2-2

給付対象事業の要件を満たせば、「子ども食堂」の名称を必ずしも用いる必要はなく、「地域食堂」や「子どもカフェ」など、別の名称を用いる場合でも認められます。

<「3 支援金額と開催頻度等」について>

Q3-1 現在は「1か月に2回以上」の開催頻度だが、申請後、開催日を「1か月から2か月に1回」へ減る予定の場合、支援金の額はどちらで申請すればよいのか。

A3-1

申請日以降の開催頻度で判断します。

質問の例の場合、申請日以降に予定している開催頻度が申請日以降の期間を通して「1 か月に 2 回以上」に満たなければ、支援金の額は 50,000 円として申請してください。

Q3-2 3の「同一の団体が複数の子ども食堂を運営する場合で、サービス提供が一体的でない」とみなされるものはそれぞれの子ども食堂ごとに申請することができる」とあるが、「一体的でない」とは具体的にどのような場合か。

A3-2

別の場所で事業を実施し、サービス提供が別個に行われているものに限ります。

Q3-3 3の表に開催頻度が「1 か月から 2 か月に 1 回」で支給金額「50,000 円」、開催頻度が「1 か月に 2 回以上」で支給金額「100,000 円」とあるが、必ず申請時に予定していた回数を実施しなければならないか。

A3-3

災害の発生、感染症等の感染拡大により、計画どおりに実施できなかった場合は、事情やむを得ないものとして認めますが、事業終了後に提出していただく実績報告書【様式第 6 号】にその旨を記載する欄がありますので、必ず記載してください。

また、それ以外の事情により事業の継続実施ができなくなった場合や実施頻度を変更する場合については、個別に判断しますので、ご相談ください。

<「5 申請方法」について>

Q5-1 事業を開始することは決定しているが、詳細がまだ定まっていない場合でも申請は可能か。

A5-1

主な事業内容が定まっている場合には、開始日や時間など事業内容の詳細が未定でも申請することが可能です。ただし、団体を立ち上げていないなど、給付要件を満たさないと判断される場合は申請できません（申請書に、振込先口座の記載が必要です【法人の場合は法人名義の口座、その他の団体の場合は「団体名・団体代表者の職名・団体代表者の氏名」名義の口座】）。

Q5-2 現在活動休止中であるが、申請は可能か。

A5-2

Q1-4 にもあるとおり、現在、活動休止中の場合でも、申請時に提出する事業概要書の「事業実施期間」欄に令和 8 年 1 月 31 日までの再開予定日を最初の開催日として記載した上で申請することが可能です。

Q5-3 申請期間を令和8年1月30日までとしているのはなぜか。

A5-3

この支援金は、子ども食堂の継続的な活動を支援するものであることから、遅くとも令和8年1月までに取組を開始し、3か月間以上、取組を継続していただきたいためです。

また、支援金給付決定処理の都合上、この期日は申請書等に不備がある場合の修正期限となりますので、余裕を持って担当課への相談・書類作成をお願いいたします。

<「9 その他、申請に当たっての留意事項など」について>

Q9-1 事業内容の軽微な変更であっても、すべて、事業変更届（様式第5号）の提出が必要となるのか。

A9-1

事業内容の軽微な変更であれば事業変更届（様式第5号）の提出は不要と考えておりますが、何が軽微な変更にあたるかは個別に判断いたしますので、担当課へご相談ください。

なお、提出が必要となる例は以下を想定しております。

<変更届が必要となる例>

- ・事業の名称（子ども食堂の名称）の変更
- ・事業の継続実施ができなくなった場合
- ・申請者情報（団体名、団体所在地、代表者の職名・氏名など）